

## 伝統民家における外観保存と内部空間整備の整合性に関する研究

主査 増井 正哉\*<sup>1</sup>

委員 板谷 直子\*<sup>2</sup>, 藤岡 龍介\*<sup>3</sup>, 喜多 順三\*<sup>4</sup>, 加藤 直子\*<sup>5</sup>, 向井 洋一\*<sup>6</sup>

現在, 伝統的建造物の保存と活用は, 町づくり, 村づくりの手法として一般化してきたといえる。伝統的建造物の景観的価値を考えると, その外観保存はきわめて有効な考え方であるとされる一方で問題点も指摘されている。本稿では, 重要で根本的な問題である, 外観保存によって内部空間が制約される, あるいは内部空間を優先すると伝統的な外観に影響をおよぼすという点に着目し, 4 つの伝統的建造物群保存地区を対象に, 民家の保存・活用の事例から伝統的外観保存と内部空間整備の整合性に関わる問題点を明らかにし, 今後の伝統的建造物保存・活用のあり方を検討した。

キーワード : 1) 外観保存, 2) 内部空間, 3) 伝統的建造物群保存地区, 4) 町並み保存, 5) ファサード保存

### A Study on Conformance between Exterior Preservation and Interior Improvement in Traditional Houses

Ch. Masaya Masui

Mem. Naoko Itaya, Ryusuke Fujioka, Junzo Kita, Naoko Kato, and Yoichi Mukai

Japanese traditional houses hold the characteristic features: façades are strongly connected to the interior space by traditional fittings, *koshi* or *oodo* etc. This study aims to discuss conformance between exterior preservation and interior improvement in the conservation of traditional houses based on the surveys in four preservation districts for the groups of historic buildings in Japan where model exterior preservation projects are implemented and the specific examples are extracted.

#### 1. はじめに

##### 1.1 研究の背景と目的

伝統的建造物の保存と活用は, 今や町づくり, 村づくりのなかで珍しい手法ではない。町並み景観の保存と活用にかぎってみても, 従来からの伝統的建造物群保存地区制度に加えて景観法や歴まち法に関わる制度が加わって行政的なメニューが出そろってきた。こうしたなかで, 伝統的建造物の景観的価値を考えると, その外観保存はきわめて有効な考え方であり, じっさい各地ですぐれた事例が見られる。ただ, 外観保存について問題点も指摘されている。町並み景観の面からは, 外観の保存にのみ力点が置かれると, 整備されていく町並みに生活感がなくなり, 書割的になってしまうという点があげられる。もう一つの重要で根本的な問題は, 外観保存のために内部空間の利活用が制約される, あるいは内部空間の利活用を優先すると伝統的な外観に影響を及ぼすという点である。わが国で一般的に行われている外観保存は, ヨーロッパの町並み景観整備のなかで一般化されたファサード保存を援用した手法である。ただヨーロッパ建築のそれに比べると, 日本の伝統的建造物, とくに民家では外観と内部空間とを切り離して改修・整備を行うことはで

きない。町家では格子や大戸で構成された表構えと, 通りに面したミセノマやトオリニワとは深い関係がある。農家の座敷や下屋も, 外部空間との関係は重要である。また, 祭礼時等のハレの日には, 内部と外部が一体的に利用・演出されることが多く, 軒下の意匠・建具等が深く関係する<sup>1</sup>。さらには, 軸組・小屋組の構造と外観を切り離して考えることはできない。

指定文化財建造物のように, 内部を伝統的な形態のまま残す場合以外は, 住宅用途であれ店舗用途であれ, なんらかの新しい機能が求められ, それにあった形態に整備される。この場合, 空間構成・構造・設備, それぞれの面から, 民家の伝統的外観に影響を及ぼす場合が多い。逆に伝統的外観に復元し保存すると, 内部空間の活用に当然制約がでてくる。内部空間の機能・構成が変わらない場合は問題がないが, ほとんどの場合は, なんらかの企画調整や意匠の工夫, さらには構造的・設備的な配慮によってはじめて成り立っているのである。

本研究は, 伝統的建造物群保存地区(以下「伝建地区」とする)を対象<sup>2</sup>に, 実際の民家の保存・活用の事例を調査し, 伝統的外観保存と内部空間整備の整合性に関わる問題を検討することを目的とする。

\*<sup>1</sup>奈良女子大学生活環境学部教授 \*<sup>2</sup>立命館グローバル・イノベーション研究機構 歴史都市防災センター准教授

\*<sup>3</sup>藤岡建築研究室主宰 \*<sup>4</sup>喜多順三空間計画研究所 \*<sup>5</sup>奈良女子大学博士研究員 \*<sup>6</sup>神戸大学大学院工学研究科准教授

## 1.2 研究の方法

本研究では伝建地区における外観保存の事例を対象に調査と研究を進める。伝建地区を対象を絞ったのは、伝建地区制度そのものが、町並み景観保存の立場から積極的に伝統的建造物<sup>3</sup>（以下、伝建物とする）の外観に関わる部分の、当初あるいは過渡的な時期の形態への復原と、それに伴う修理を進める立場をとり、実際に「街路から望見できる範囲」の外観保存に補助を行っている地区がほとんどであることから、外観と内部の関係を考えるのに適当であると判断したことによる。また、伝統的都市住宅・町家からなる地区と伝統的農家・漁家からなる地区の両方があり、おおむね同じ制度のなかで、両者の比較が可能と考えたからである。調査対象には以下に示すとおり、性格の異なる4つの伝建地区を対象とする。

- ① 町家群の例として、榎原市今井町伝建地区（奈良県）、塩尻市奈良井伝建地区（長野県）
- ② 農家群の例として、東近江市五個荘金堂伝建地区（滋賀県）、三好市東祖谷落合伝建地区（徳島県）

調査内容は各伝建地区に保管されている修理事業の実施記録（申請関係書類・設計図書）の調査と、行政担当者、施主（あるいは企画に携わったもの）、建築家、施工業者に対するヒアリングと事例の観察調査からなる<sup>4</sup>。4地区のなかで、今井町伝建地区では、本研究の主査らが行った伝統的建造物群保存地区見直し調査（平成19～20年度）<sup>5</sup>で収集・整理した資料も活用できたため、より詳しい分析を行っている。

## 2 榎原市今井町伝統的建造物群保存地区

### 2.1 地区の概要と修理・修景の実績

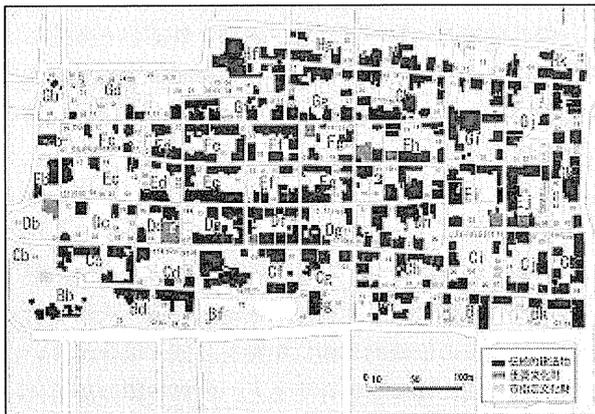


図2-1 今井町伝統的建造物群保存地区

今井町伝建地区は17.4ha、建築物504件、工作物119件が伝建物として特定されている<sup>6</sup>。昭和59年から平成20年までの間に伝建物のうち建築物211件の修理事業、工作物22件、伝建物以外の非伝統的建造物（以下、「非伝建物」とする）70件の修景事業、総計303件が行われている。本研究では、これらのうち伝建物における建築物の修理事業、とくに主屋の修理に着目して考察を

行った。考察の対象とした修理記録は、市教委所管の今井町並み保存整備事務所に保管されている修理修景事業の記録である。

まず、外観保存と内部整備の関係を検討する前に、伝建物の修理の実績を整理しておきたい。

### 2.2 今井町伝建地区の建築物の特徴

今井町伝建地区の伝建物504件の内訳は、町家の主屋389件、「その他」115件である。主屋を建築形態・所有形態別にみてみたい。

建築形態別にみると戸建（204件）と長屋建（185件）があり、主屋を所有形態別にみると、持家（137件）と借家（252件）に分けられる。ここで主屋の建築形態と所有形態との関係をみてみると、長屋建の借家が85.9%と多数を占めている（表2-1）。

表2-1 主屋における建築・所有形態の件数と割合

	持家		借家		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
戸建	111	54.4%	93	45.6%	204	100.0%
長屋建	26	14.1%	159	85.9%	185	100.0%

主屋の階高は、平屋建、つし2階建、本2階建に分けられ、主屋の建築形態に関わらず、平屋建が20%前後、つし2階建が60%をしめている（表2-2）。平屋建とつし2階建をあわせて、80%をこえることは、今井町伝建地区の大きな特徴といえる。

表2-2 階高分類表

	平屋建		つし2階建		本2階建		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
戸建	36	17.8%	131	64.9%	35	17.3%	202
長屋建	44	23.5%	113	60.4%	30	16.0%	187

### 2.3 修理事業の実績

今井町伝建地区では、重伝建地区選定以前の昭和59年（1984）から平成5年まで、「今井町並み保存対策補助金制度」（以下、「保存対策補助金制度」とする）により修理・修景事業が行われていた。この制度は、修理等の経費助成事業として設けられた市単独事業<sup>7</sup>である。平成6年以降は、伝建制度により国からの補助を受けて修理事業が行われている。本研究では、昭和59年度から平成20年度までに行われた修理事業を対象として分析を行った。

年度別に修理事業件数をみると、事業件数に大きな差がみられ、以下の3時期に分けられる。

- ・単費期（昭和59年度～平成5年度の10年間）

昭和59年度から平成5年度までの保存対策補助金制度で行われた市単独事業の時期（以下、「単費期」とする）がある。

- ・伝建前期（平成6年度～12年度の7年間）

平成6年度から12年度までの重伝建地区選定を機に修理事業件数が多くなった時期（以下、「伝建前期」とする）がある。この時期は、年度あたりの修理事業の件数が最も多い。

・伝建後期(平成13年度～20年度の8年間)

平成13年度から20年度までの、修理事業件数が減少した時期(以下、「伝建後期」とする)がある。

表2-3は、時期別の修理物件数をしめす。

表2-3 時期別修理事業件数(件)

	単費期	伝建前期	伝建後期	総数
	(昭和59年～平成5年)	(平成6年～平成12年)	(平成13年～平成20年)	
建築物	40	118	53	211
工作物	6	12	4	22

## 2.4 修理事業の特徴

町家の主屋において修理事業の行われた伝建物数の全体に対する割合は、所有形態(持家・借家)と建築形態(戸建・長屋建)でみると、持家の戸建町家の修理が先行し6割が修理を行っているのに対し、その他は全体の1/4程度にとどまり、修理が遅れているといえる。

前述のとおり、今井町伝建地区では、つし2階建の町家が大半をしめ、本2階建の町家は全体の2割にも満たない。しかし全伝建物数に対する修理済み伝建物数は、本2階建では半数を超えているのに対し、平屋建・つし2階建は3割程度と修理が遅れていることが明らかになった。また時期別にみると、単費期には戸建のつし2階建が先行し、伝建前期以後には、長屋建の修理も行われるようになった。

これらの背景としては、前述の伝建地区見直し調査でも指摘されているが、借家における所有者と居住者の賃貸借契約が曖昧なことや、賃貸料が安く修理の採算がとれない、また長屋建では複数世帯が居住し、修理時期等の調整が困難で、修理事業に至らないといったことがあげられる。

次に修理の内容についてみると、今井町伝建地区の修理の区分として、主に「屋根」、「軸部」、「壁・軒裏」、「開口部」があげられている。どの区分も時期が下るにつれて修理事業件数は増加していたが、区分の組み合わせを時期別にみると、時期が下るにつれて「屋根」、「壁・軒裏」、「開口部」を同時に修理する事例が増加し、伝建後期には全体の9割でこの3つの区分を同時に修理が行われ、修理内容が定型化されるといった傾向がみられた。

これらの背景としては、今井町伝建地区では建築年代が古く軸部の損傷が進行していることから、「屋根」、「壁・軒裏」、「開口部」を同時に修理する必要のある物件が多いこと、重伝建地区選定以後に国からの補助が得られて事業額が増加したこと、また市教委の指導がこのような修理の内容に影響を与えていると考えられる。しかし「屋根」、「壁・軒裏」、「開口部」を同時に行うことが修理事業の主流となることは、修理費用の増加や古材の再用法が妨げられる原因となる可能性がある。

表2-4 建築形態別修理実績

	伝建物数		修理事業件数(事業件数)		修理済み(伝建物数(件))		修理済み伝建物数/伝建物数(%)
	戸建	長屋建	110	50	94	47	
主屋	389	204	160	110	141	94	46.1%
その他		185		50		47	25.4%
合計		115		51		43	37.4%
合計	504		211		184		36.5%

表2-5 所有形態および建築形態別修理実績

	伝建物数(件)		修理事業件数(事業件数)		修理済み(伝建物数(件))		修理済み伝建物数/伝建物数(%)
	戸建	長屋建	82	9	68	7	
持家	111	26	82	9	68	7	61.3%
借家	93	159	28	41	26	40	28.0%
合計							25.2%

表2-6 階高別修理済み物件数

	伝建物数(件)	修理済み(伝建物数(件))	修理済み伝建物数/伝建物数(%)
平屋建	80	20	25.0%
つし2階建	244	83	34.0%
本2階建	65	38	58.5%
合計	389	141	36.2%

表2-7 階高および建築形態別修理事業件数(件)

		単費時期	伝建前期	伝建後期	合計
		平屋建	戸建	3	
	長屋	0	3	2	5
つし2階建	戸建	16	32	17	65
	長屋	3	20	6	29
本2階建	戸建	4	19	7	30
	長屋	1	10	5	16
合計		27	92	41	160

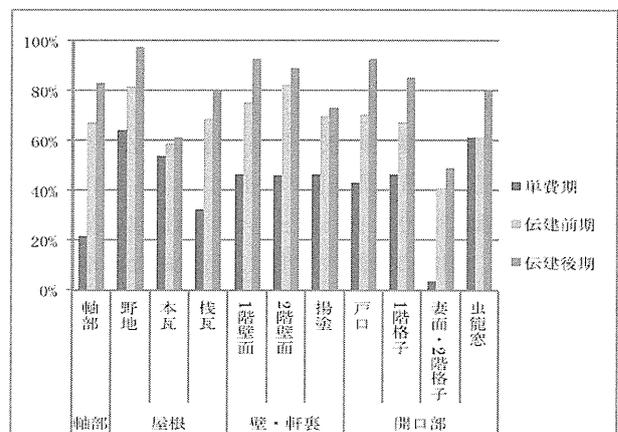


図2-2 時期別修理部位

## 2.5 今井町伝統的建造物群保存地区における外観保存と内部空間整備

以下、修理事業の具体的な内容を検討していきたい。

今井町伝建地区の「保存計画」<sup>8</sup>では、今井町伝建地区では伝建物の街路から望見できる外観とそれを支えるために必要な軸組、小屋組、床組等の構造体及び屋根を維持、整備していくことを基本としている(あわせて「軸組保存」と呼ばれることが多い)。今井町における伝建物の修理では、配置や高さ、構造、屋根、壁等については、その履歴を調査の上、原則として現状維持また

はしかるべき旧状に復原することが修理基準として定められている。

本研究では、今井町並保存整備事務所に保管されている修理時の現状図面・計画図面より1階立面図、道路側1階平面図、1階柱図を作成し、正面外観と柱の保存の実態について調査する。次に、保存のための新しい創意・工夫や外観・軸組が変化した場合の変化要因について実例より明らかにする。

### 1) 調査対象

前述のとおり、平成5年に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている今井町では、これまでに多数の修理事業が行われているが、その事業内容・事業数は前述のように変化してきている。とくに伝建後期にあたる平成14年からは全修理件数に対する軸組に関わる修理の割合が高くなっている。軸組に関わる修理は、内部空間の変化に関わる大規模な改修であることが多い。本研究では、平成14年から平成20年かけて行われた町家の形態をとる伝建物に対して行われた修理事業32件を調査対象とする。

## 2.6 外観・軸組保存の実態

### 1) 外観保存

表2-8は、修理前後の外観（とくに正面外観）の変化の有無を示している。修理事業32件中約7割となる22件で正面外観の変化なし・復元または伝統的な様式に修理している。町並み保存が進められていることがわかる。一方、その他の変化には、エントランスの位置の移動、車庫の設置、長屋建の分割等、当初とは違う形に変更した事例である。

また、表2-8に正面外観の変化の詳細を示す。開口部・軒高の変化は長屋建町家の分割や棟木の位置の変化によって生じる。1階柱間装置の移動はその多くがエントランスの移動であり、それにともない開口部の位置が変化している。細部の意匠の変化は、近代的な面格子の窓に木製の連子格子を付ける等、伝統的な様式に修理する事例が大半を占める。

表2-8 正面外観の変化の詳細

変化の詳細	件数
フレームの変化	5
1階柱間装置の移動	13
細部の意匠の変化	25

### 2) 軸組保存との関係

本研究では、軸組保存の実態を知るひとつの指標として、主に柱位置の変化を調査した。もっとも柱位置が継承されていても、古材がそのまま再利用されているとは限らない。損傷の程度によって、根継等で部分的に活用する場合や、新材に取り替える場合もある。これはあくまで、軸組の継承をみる指標である。

柱の残存率を表2-9に示す。約6割となる18件では

ばすべてまたは8割以上の1階柱が残存していることがわかる。

表2-9 1階柱の残存率 N=31

1階柱の残存率	件数
ほぼ全て残存	10
柱の残存率8割以上	8
柱の残存率8割以下	13

また、伝統的な町家では、土間と居室の境に位置する柱はとくに重要である。土間と居室の境に位置する柱を図2-3のように入口に近いものから柱A・柱B・柱C・柱Dに分類し、残存状況を示したのが表2-10である。

表2-10 土間と居室境の柱の残存率と正面外観の変化の詳細

柱(対象本数)	残存本数	残存率
柱A (34)	24	70.6%
柱B (37)	27	73.0%
柱C (34)	24	70.6%
柱D (14)	9	64.3%

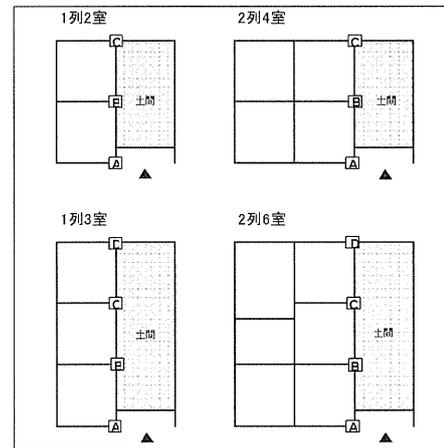


図2-3 柱の分類の凡例

いずれの柱も残存率が7割程度であり、多くの場合で修理後の平面構成に影響を及ぼしている。柱Dはやや残存率が下がり、正面外観に直接関係のない主屋裏側の増・改築による影響と考えられる。

一方、正面外観にも大きく影響する道路側壁面の柱の平均残存率は81.8%であった(対象件数:30件)。撤去された柱の撤去理由を表2-11に示す。窓の設置にともない柱が撤去される事例が多いことがわかる。エントランス位置の変化による撤去も複数みられる。車庫の設置や大型引戸・折戸の設置等、伝統的な様式とは異なる形態への変化にとまらぬ撤去もみられる。

表2-11 柱撤去の原因 N=26

柱撤去の原因	件数
窓位置の変化	15
玄関位置の変化	6
壁の設置	1
車庫の設置	2
大型引戸・折り戸の設置	2

## 2.7 修理基準内の工夫

外観と軸組の保存に関する基準は、内部空間にも大きな制約をもたらす場合が多い。住空間に対する要求も多様化してきているなかで、本研究でみられた伝統的な町家を保存しつつ多様な要求に応えるための工夫の例を以下にあげる。

### 1) 前面第1室の工夫

道路側に面する居室を本研究では前面第1室とする。町家における伝統的な前面第1室は「ミセノマ」および「ミセオク」とよばれ、伝統的な板間あるいは畳間である。しかし、外観保存・軸組保存を考えると開口部や下屋部分の改装が難しく、居室として使いづらいと感じられる場合もある。表2-12は、現状図面・計画図面からみた室名と室数の変化を示している。

修理前は畳間が多く、今井町における伝統的な平面構成が比較的良好に残されている。修理後は、洋室やその他の居室（リビング・寝室等と表記される室）が増え、畳間が減少している。また、前面第1室を車庫に改造する事例が増加していることも大きな特徴といえる。

そして、下屋部分となる道路側の半間分を縁とする事例は修理前・修理後ともみられる。縁の奥は畳間とし、天井高が低い・道路との距離が近い等の問題が生じやすい下屋部分を縁とする。この場合の縁は、居室としての機能を期待するというよりむしろ居室と道路側外観との緩衝空間として機能している。

また、修理後は1件のみ前面第1室全体を階段室としている事例がみられた。緩衝空間としては、縁と似ている機能が、縁とは異なる通行の機能をもたせることで空間を有効に利用しているといえる。その他、正面上手側の戸袋の裏側を収納スペースとする例も多数みられた。

表2-12 前面第1室の分類

	室数	
	修理前 (対象件数:31件)	修理後 (対象件数:32件)
畳間	30	20
板間	3	3
洋室	5	7
その他居室	2	8
縁	8	6
通行(廊下・階段室)	2	2
トイレ	3	1
浴室	0	1
台所	1	1
納戸	3	2
土間	6	4
坪庭	0	1
車庫	1	5

### 2) 主屋裏側の増築

主屋の裏側に別棟を増築する事例も多くみられる。本研究の調査対象においても、間取りに変更がある事例の

ほとんどで主屋裏側も何らかの改造をしていた。居室を含む別棟を増築した大規模な修理事例も数件みられる(図2-4)。

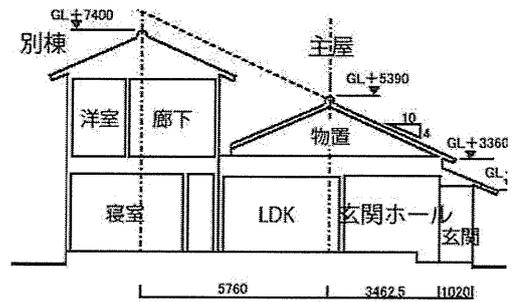


図2-4 主屋裏側増築の例(断面模式図)

この場合、増築した別棟部分が道路から見えないように高さや主屋との距離に注意する必要があるが、方法しだいでは既存の町家をほぼそのままの形で保存しながら、新たに現代的な生活空間を設けることも可能である。容積率や隣家の環境との関係もあるが、正面外観の保存や軸組み保存の修理基準を守りながら現代的な生活を可能にするための工夫であるといえる。

## 2.8 変化の要因

修理基準のもとに進められている事業であるが、実際には多様な変化がみられる。それらの事例にはいくつかの共通した変化の要因があり、外観・軸組双方に大きく影響を及ぼしている。以下、代表的な変化の要因についてみていく。

### 1) エントランスの位置の移動

エントランスの位置は正面外観・軸組双方に大きく影響を及ぼすため、とくに現状維持または旧状の復原が望まれる箇所である。

表2-13は、エントランスを有する戸建町家19件におけるエントランスの位置の移動の有無を示している。ほとんどの事例でエントランス位置は現状維持または旧状の復原が行われたが、復原以外の移動も4件みられた。

図2-5は、エントランスの位置が移動した例である。エントランスの位置の移動にともない平面構成が変化し、外観だけでなく柱位置も大きく変わっている。

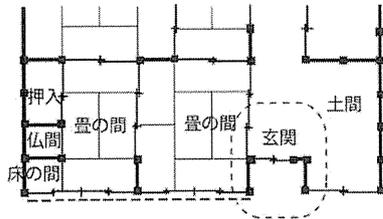
また、表2-14は2戸建長屋における修理後のエントランスの実態を示している。長屋建の2戸の住戸をつなげて1戸の住戸とする事例が7件みられた。そのうち5件は旧エントランスの一方もしくは両方が居室化して外観が大きく変化している。2戸建長屋を1戸とする場合、2箇所のエントランスのうち1箇所は不要となるため外観が保存されにくいといえる。

一方、片方をエントランスとして残し、もう1箇所を外側から使用できる収納として活用し、正面に木製の引き違い戸を設けた事例もみられた。このように、計画上の工夫で外観を保存することが可能である。

表 2-13 エントランス位置の変化(戸建) N=19

玄関位置	件数
移動なし	14
当初位置に移動	1
その他の移動	4

修理前



修理後

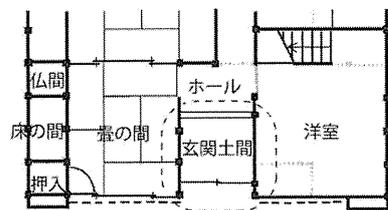


図 2-5 エントランス位置移動の例(通路側1階平面模式図)

表 2-14 エントランスの実態(修理後) N=9

修理前の玄関	件数
2つの玄関をそのまま玄関として活用	2
一方を玄関とし、もう一方を外部収納とする	1
一方を玄関とし、もう一方を車庫に改造	1
一方を玄関とし、もう一方を居室化する	3
新たに玄関を設け、2箇所旧玄関を居室化	3

## 2) 車庫の設置

今井町では、住居が密集しているために駐車スペースの不足が問題となっている。その問題の解決方法のひとつとして、道路に面する部分を車庫に改造する事例が増加しつつある。調査対象では、修理前2件、修理後5件で車庫が設置されている。いずれも当初2戸建長屋を1戸の住宅に改造しており、大型の住戸である。修理前にすでに車庫を設けていた例が2件で、その位置は当初の土間部分に設けたものが1件、当初の居室部分に設けたものが1件であった。修理後は、1件が旧土間部分、残りの4件は旧居室部分に設けられていた。

車庫を設置する場合、外観・軸組ともに大きく変化することは避けられない。そこで、修理前の柱割を活かす、正面に木製の折り戸や格子の引戸を設置する等、軸組の変化を最小限にし、さらに歴史的な景観と調和するよう工夫がされている例が多い(写真2-1)。



写真 2-1 エントランスの実態(修理後) N=9

## 3) 長屋建の分割

今井町では現在も長屋建の町家が多く存在する。しかし、長屋建では住戸の界壁は隣家間のトラブルが生じやすいため、修理の際に一方の間口を縮小することで2戸の住戸を切り離し、それぞれを独立させる事例も多くみられる。この場合、長屋が分断されるため外観・軸組ともに大きく変化する。実際の事例では各住戸の間に生じた空間の道路側に木製の建具を設置する等、町並みの連続性を損なわないための工夫がみられる。

## 2.9 まとめ

本研究を通して、以下の点が明らかになった。今井町伝建地区では、つし2階建・長屋建等、建築形態において不利な点がみられたが、

- 1) 通路の配置等、外観や軸組を保存しつつ生活を向上させるための工夫がみられた。
  - 2) エントランスの位置は外観・軸組を保存するうえで重要な要因であった。
  - 3) 車庫の設置や長屋の分割等、現代の住要求から生じる変化がみられた。
- ことが明らかになった。

## 3. 塩尻市奈良井伝統的建造物群保存地区

### 3.1 奈良井宿の概要

奈良井宿は長野県の中央部に位置し、面積は約17.6ヘクタール、中山道木曾十一宿の北から2番目の宿場町であった。かつては街道を行き交う旅人で栄え、その様は「奈良井千軒」と謳われ木曾路一番の賑わいであった。同地区の民家約400戸のうち、旧街道の両側に約230戸の建築物が連続して建ち並び、鳥居峠の上り口の鎮神社を京都側の入口とし、奈良井川に沿って約1kmにわたる長い町並みを形成している。

また、奈良井は昭和53年(1978年)に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、全建造物数に対する伝建物が、223棟中137棟と、「選定時」で61%を占め、伝建物の比率が高い地区であるといえる(全国平均は29%)。



図3-1 奈良井伝統的建造物群保存地区

### 3.2 保存計画と外観保存について

保存計画<sup>9</sup>において定められている保存の範囲は、街路から望見できる範囲であり、修理にあたっては、当初の形態を復原し、履歴を検討し、しかるべき旧状に復するようにしている。また、明文化されてはいないものの、外観を支える構造の保存（いわゆる軸組保存）と可能なかぎりの古材の再利用を補助の基準としている。また、この地区に特徴的なことは、町家が街道に面して連続して建てられていることから、通り側第1室の伝統的形態の維持を基本としていることである<sup>10</sup>。

### 3.3 町家の特徴

町家の特徴は2階前面の出梁造、街道に沿って敷地間口いっぱいに並ぶ主屋の壁面線、緩い勾配の屋根と比較的低い軒高、細部では大戸や格子、蔀戸、板壁、袖壁、小屋根等<sup>11</sup>があげられる。出梁造（だしばりづくり）とは、切妻平入の中2階部分が出梁によって前方にせり出した造りをいう。間取りは、通り土間形式を基本とし一列型と二列型に分けることができる。奈良井でもっとも多く見られる間取りは、ミセノマ、カッテナマの奥にナカノマ、ザシキ等の部屋を1室または2室設けるものである。2階は表通り（ミセ上）と背面（ナカノマ・ザシキ上）に分かれる。背面上部に部屋を設けない家も多い。ミセノマ上の部屋は天井が低く、本来旅籠以外では作業場・蚕室等として使用されていた。

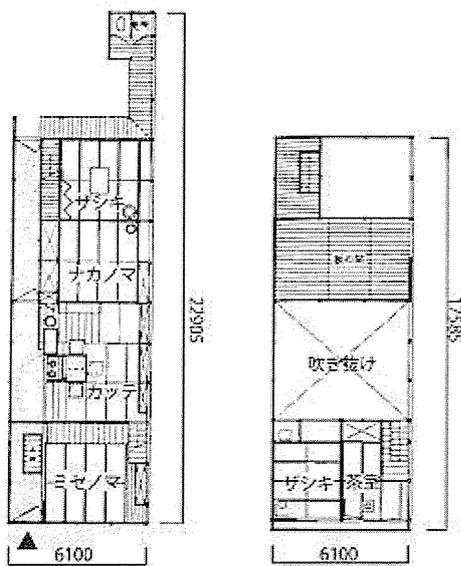


図3-2 旧中村家1階平面図(左)2階平面図(右)

出典：参考文献1)より

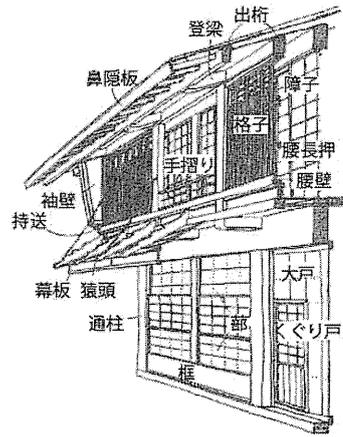


図3-3 奈良井の伝統的なファサード形式・出梁造

出典：参考文献1)より

### 3.4 調査内容

外観と内部空間の関係性を検討するため、中山道に面するすべての建築物について、現在の外観写真と室内の状態がよく分かる祭礼時<sup>12</sup>の写真を撮影した。そのなかから、重要な変化と考えられるものを17件抽出し、行政担当者と当該物件の住民からのヒアリングを行った。住民に対するヒアリングの項目は、改造時期とその理由、外観の形状、さらには柱位置の変更についてである。

### 3.5 外観の変化

外観の変化については、板谷直子が重伝建地区選定前と選定後の比較を行うため、24年経過時（平成14年）に調査をおこなっている<sup>13</sup>。今回は、上記の写真を用いて、33年経過時の調査を行った。

選定時では木製ガラス戸が多かったが、33年経過時では木製格子が最も多くなった。また、選定後の現状変更により伝統的建造物の22%にあたる50棟に木製格子が取り付けられたことがわかっている。元々、奈良井において木製格子は1階には用いられていなかったが、ミセノマを居室として使用するようになり、採光を取り入れるため引き違いのガラス戸を用いるようになった。その際、格子を外観につけることで、ガラス戸を隠し、また町並みにおける意匠の調和をはかった。

木製格子、木製ガラス戸に代わって増加しているのはアルミサッシで、戦後～選定前期では半数近くを占めていた。現在、アルミサッシの合計は約2割で、銀色（アルマイト色）が減少し茶系色が増加しており、工業製品という印象を減じている。また、大戸等は引き違いガラス戸等に変化している。出入り口の建具は他の建具にくらべ使用頻度が高いこともあり、取り替えられることが多く伝統様式を残すものは少ない。蔀戸は5棟から10棟へ倍増している。伝建物の修理によって伝統的な外観が復原された結果と考えられる。また、蔀戸を現代風にアレンジした蔀戸風建具も出現している。

表 3-1 「33 年経過」伝統的建造物の 1 階居室前の建具  
(棟・%)

	伝統的建造物			
	選定時		33年経過時	
部	5	4.0%	8	6.0%
部風建具	0	0.0%	1	1.0%
木製格子	28	23.0%	78	61.0%
木製硝子戸	76	62.0%	21	17.0%
茶系アルミサッシ	6	5.0%	13	10.0%
アルマイト色アルミサッシ	8	7.0%	5	4.0%
スチールサッシ	0	0.0%	0	0.0%
鉄格子	0	0.0%	0	0.0%
嵌め殺し窓	0	0.0%	1	1.0%
合計	123	100.0%	127	100.0%
居室なし	14		10	

表 3-2 「33 年経過」一般建造物の 1 階居室前の建具

	一般建造物			
	選定時		33年経過時	
部	0	0.0%	2	3.0%
部風建具	0	0.0%	2	3.0%
木製格子	6	10.0%	31	40.0%
木製硝子戸	31	49.0%	11	14.0%
茶系アルミサッシ	6	10.0%	22	29.0%
アルマイト色アルミサッシ	16	25.0%	5	6.0%
スチールサッシ	1	2.0%	1	1.0%
鉄格子	3	5.0%	0	0.0%
嵌め殺し窓	0	0.0%	3	4.0%
合計	63	100.0%	77	100.0%
居室なし	23		20	

### 3.6 内部空間の変化

祭礼時の写真から現在の間取り（通り側第 1 室と土間）をみてみると、カッテノマのイロリを取り払っている家が多く、上部の吹き抜け部分も天井を張る傾向にある。また土間部分の改造も多くみられ、土間を玄関や廊下に変更する、ミセノマの通り側に土間を設ける（以下これを「前土間型」とする）といった改造もみられた。観光客の増加に伴い、観光関連の店舗に改修された民家が増え、店舗に対するニーズによって前土間型への変化が進んだものと考えられる。現在、中山道に面した建築物 338 棟（水場と社寺を含めると 358 棟）のうち、45 棟が前土間型となっており、伝統的建造物 137 棟のうち、前土間であるものは 15 棟であった。

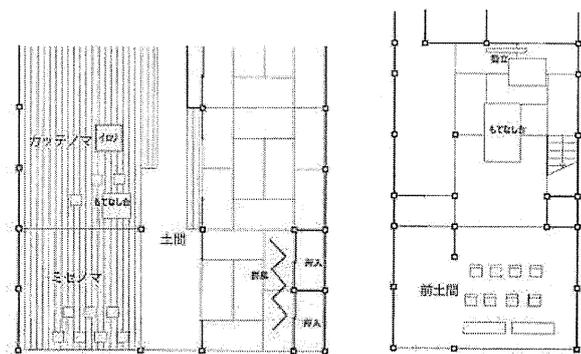


図 3-4 通り土間形式：伝統的間取り（左）と前土間型（右）

### 3.7 内部空間とファサードの関係

町家の内部空間と外観の関係をみると、内部の空間構成が伝統的な通り土間型の場合、「大戸から引き違い戸」「蔀からガラス戸および格子戸」といった建具の変化はみられるが、わずかな例外を除いて建具の位置は変わらない。一方で、一部の店舗や旅館等で、内部の空間構成が変化した建物の場合、

- ① 建具の位置が変化したものと、
- ② 建具の位置が変化していないものがみられた。今回は内部の空間構成の変化として前土間型へと改築した建物を取り上げて検討したい。前土間型としたものには、
  - ① 外観壁面全体あるいは一部がはき出しになり、内部空間の影響が外観に大きく表れているものがある一方で、
  - ② ミセノマの通り側の一部を残して商品の陳列スペースとして利用した例や、ミセノマをすべて土間とした場合でも、当初の床高まで外壁の腰壁や開口フレームを残すといった、外観の建具の壁面位置を変えことなく改造を行っている例もみられた。はき出し窓になっているものは主に店舗が多い。1 階に車庫を組み込んだものも①の例である。また、現在中山道沿いに車庫をつくることは認められていないが、重伝建選定前につくられた車庫は、柱を取り除き、開口部の建具を板戸としたもの等がみられる。

また、専用住宅の中には、通り側の居室の一部に内縁を設けることで、平常時はプライバシーを守りつつ、祭礼時には通り側の建具を取り払い、もてなしを行う空間として使用している事例もあった。

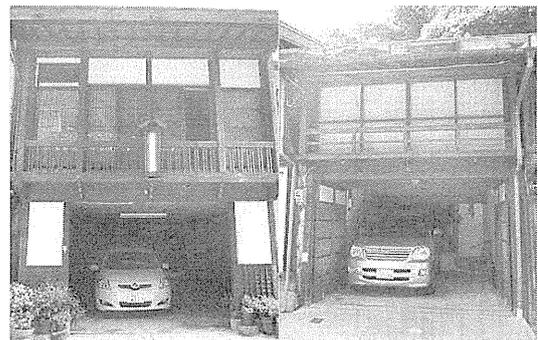


写真 3-1 間口に小壁をとりつけた車庫（左）

写真 3-2 間口に板戸がはめ込まれた車庫（右）



写真 3-3,4 1 階間口全面をはき出し窓とした例

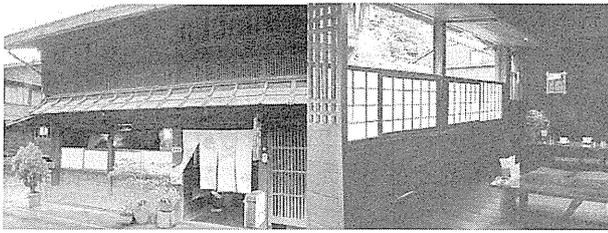


写真 3-5, 6 伝統的なファサードを活かした店舗

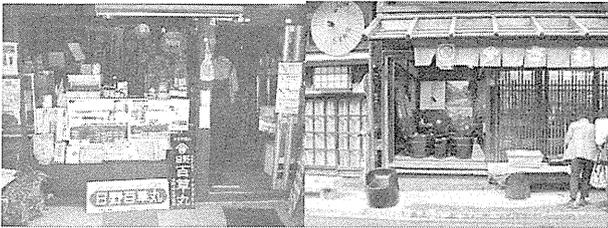


写真 3-7 ミセノマの一部を残して陳列スペースとして利用 (左)

写真 3-8 ミセノマの床高分だけフレームを残す (右)

### 3.8 改変の背景

調査対象とした 17 件のうち、13 件で回答を得た。重伝建地区選定前に、通り土間を前土間に改造したものは 13 件中 9 件であり、明治から平成まで、前土間とした時期は様々であったが、13 件中 12 件と最も多かったのは昭和戦後期であった。とくに伝建地区選定前後である昭和 40~60 年代に前土間としたものが多くみられた。

13 件中はき出し窓は 4 件、伝統的な開口部を使った窓は 9 件であった。前土間に改造した理由としては、「喫茶店や土産物屋等の店舗にするため」や「店の利便性をはかるため」等商売におけるニーズや店舗の利便性を考慮したため等があげられる。



写真 3-9, 10 1階開口全面をはき出し窓とした例

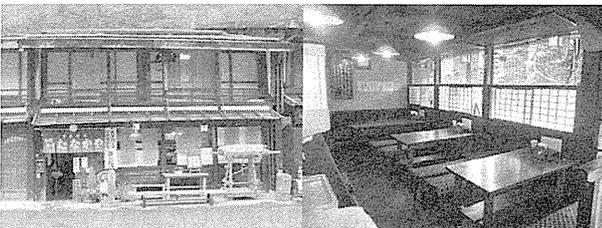


写真 3-11, 12 伝統的な開口部とした店舗

### 3.9 柱位置の変更について

ヒアリング対象のうち建物内部の柱位置を変更したものが 1 件、柱自体を取り払ったものが 1 件みられ、「店内で柱が客の動線を妨げるため」「車庫にするため柱が邪魔だったから」といった理由があげられた<sup>14</sup>。

### 3.10 まとめ

奈良井は、宿場町としての伝統があり、重伝建地区選定以前から、観光化が進んでいた地区である。そのため、選定以前から伝統的町家の店舗への改造が課題であった。店舗化の基本は前土間型への変更であり、じっさい、その時期に店舗化したものの多くが前土間型であった。

前土間型への変化を内部空間整備と外観保存の関係でみると、建具の改変の影響が大きく外観保存に影響していた。ただ、近年では行政指導による通り側第 1 室の保存に対する意識が高まって、前土間とする例は減少している。かえって、揚げ見世・葎戸等伝統的な外観を活かした内部空間整備が行われるようになってきている。建具と床高の調整等に技術的課題はあるが、事例が増えていく中で、解決されていくと思われる。また増井は通り側第 1 室の保存と祭礼時の空間利用との関係の重要性を指摘している<sup>15</sup>。

## 4. 五個荘金堂伝統的建造物群保存地区と東祖谷落合伝統的建造物群保存地区

ここでは 2 つの農村集落をとりあげる。前者は平野に立地し、比較的宅地に余裕がある地区であり、後者は中山間の急傾斜地に立地する地区である。それぞれの地区において、重伝建地区選定後に行われた伝建物の修理、全件について、資料の閲覧と行政担当者へのヒアリングを行った。

### 4.1 東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区

五個荘金堂地区は、滋賀県湖東平野の集落である。平成 10 年(1988 年)に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。明治 40 年には、内務省地方局有志報告書「田園都市と日本人」の中で金堂・川並が田園都市の理想として報告されており、現在も古代条里を骨格とした農村集落の形態を残す。古代条里制の地割を継承し、中心部分には近江商人の居宅群、その周囲に伝統的農家群、さらに周囲一帯に水田景観が取り巻くように構成されている。

地区内の全建造物数はおよそ 900 件で、そのうち伝建物として建築物 193 件、工作物 104 件、環境物件 9 件が特定されている。平成 11 年から平成 20 年までに 34 件の伝建物で修理事業がおこなわれている。その内、主屋の修理は 19 件おこなわれており、屋根のみおこなったものが 8 件、軸部に関わるものが 11 件である。その他、門塀・書院・土蔵・付属屋等における修理事業が行われている。当地区の『修理・修景基準』<sup>16</sup>によると、街路から望見できる範囲が外観保存の範囲であるとされている。当地区の主な伝建物は、近江商人本宅と農家住宅の宅地内にたつ建造物がほとんどであり、これらは土塀や生け垣で街路と区画されているものの、ほとんどの物件はなんからの形で「望見できる」こととなる。

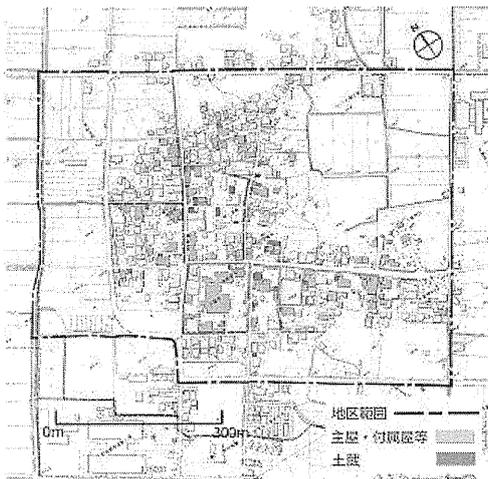


図 4-1 五個荘伝統的建造物群保存地区

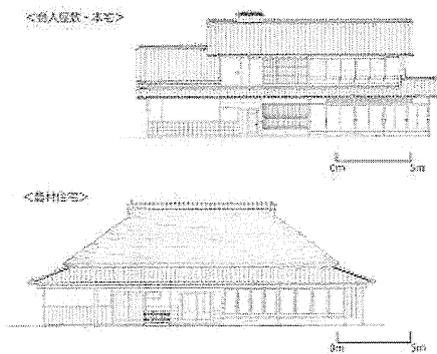


図 4-2 近江商人屋敷と農家住宅

今井町伝建地区で見られた、町家の背面における内部空間整備との調整は不可能となる。そのために伝統的な屋敷構えを損なわない範囲での増築で対応、あるいは既存附属屋の用途変更（漬物小屋に居室を設ける等）がみられた（12 件）。また宅地内の建築物について、主たる街路から見て背面となる部分、別の建築物・工作物によって見えなくなる部分について、仕様について、新しい素材の仕様を認める等、柔軟な制度運用を行っている。

近江商人本宅にせよ農家住宅にせよ、主屋の修理のうち、軸組におよぶ修理が行われたものであっても、内部の本格的な用途・機能の変更が行われたものは 12 件のみであった。変更がなかった物件は、修理箇所が玄関、座敷等の接客部分にあたり、積極的に用途を変更する必要性がなかったものと考えられる。外観保存と内部空間の改変で相互に影響が見られたのは 3 件であった。

ひとつは、近江商人屋敷の附属屋のうち、街路に面するものを飲食店としたものである（写真 4-1, 2）。外観の大きな変化はないが、床高を落として、いす座式の飲食店としている。

もうひとつは、街路に面して建つ「町家風」の建築物で、五個荘では数少ない例である。前面は当初はき出しの開口部になっていた。店舗部分の軸組は状態が良好であり、修理の対象とはしなかったが、当地区独自の組織

である耐震化小委員会による耐震診断の結果、桁行方向の壁量が不足していることが明らかになったため、ファサード両脇の幅半間部分を腰板張りの壁を設けた。当初、外壁よりも半間内側の柱通りに壁を設ける案もあったが、店舗としての活用を優先したいという施主の意向を考慮し、通りに面する部分に壁を配置することとなった（写真 4-3, 4）。

最後の例は当初漬物小屋として建てられたもので、当主の子息夫婦の居室として利用しようとしたものである。内法高が低く、標準的な床高とすると、十分な天井高がとれず、やむをえず十分な換気を確保しながら床高をさげて天井高を確保し、まだ街路から背面にあたる壁面に開口部を設けた。

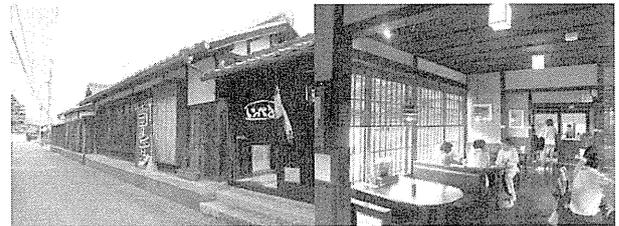


写真 4-1, 2 修理事件事例 1



写真 4-3, 4 修理事件事例 2

## 4.2 三好市東祖谷落合伝統的建造物群保存地区

徳島県三好市東祖谷落合地区は、平成 17 年(2005 年)に重伝建地区に選定された。地区は南傾斜に形成された集落と祖谷街道沿いの町並みによって構成されている。落合集落は高低差 390m にも及ぶ高低差が生む急傾斜地に存在する農村集落である。地区内の全建物数は 230 で、そのうち伝建物として建築物 54 件が特定されている。平成 22 年度までに修理がおこなわれた物件は 3 件のみで、うち 1 件は壁のみの修理で、のこり 2 件は半解体修理である。そのうち 1 件は、指定文化財に準ずる基準を適用し、内部も復元したものである。ここでは、のこりの 1 件、宿泊用施設として整備している（論文提出時工事中）物件（中尾家隠居屋）について検討する。

当地区の民家は急な斜面を切り盛りした細長いレンズ状の宅地にたつ<sup>17</sup>。当該物件もその 1 例である。これを空き家対策事業<sup>18</sup>によって宿泊施設に改修する事業である。当地区の民家は中ネマ三間取りと 1 間取りにわかれるが、前者が主屋、後者がこの地方独特の隠居屋によくみられる間取りである。この物件は後者にあたり、じっさいに隠居屋として建てられたもので、昭和戦後期建築当初の平面を残していた。またこの地位独特の前便

所も当初位置に残っていた。

宿泊施設とするにあたり、施主からは、現代的なユーティリティと十分な採光・眺望の要求があった。また地区に関する専門家からは、公的事業による修理であり、外観保存はもちろん、できるだけ内部空間も伝統的な形態を保存するよう要望があった。

事業では、基本的な間取り・内装はほとんど保存することとし、ユーティリティを両妻側に増築することとした。これは当地区の保存計画が、対岸の集落からの景観を最優先に考えており、両側面はこの景観に大きく影響しないこと、伝統的にこうした増築は妻方向に行われてきたことを根拠としている。

問題となったのは前便所の保存で、当初計画では、室内の採光と眺望確保の要求から撤去としていたが、当地区では貴重な現存例として形態のみ残すこととした<sup>19</sup>。

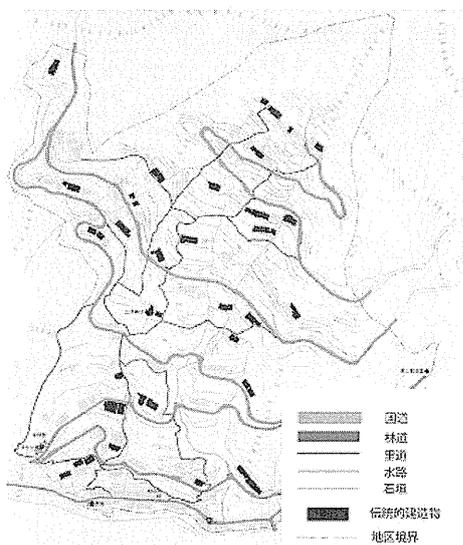


図 4-3 落合伝統的建造物群保存地区

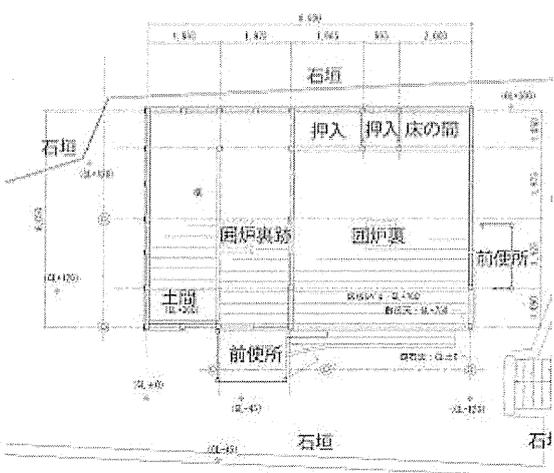


図 4-4 中尾家隠居屋現状平面図

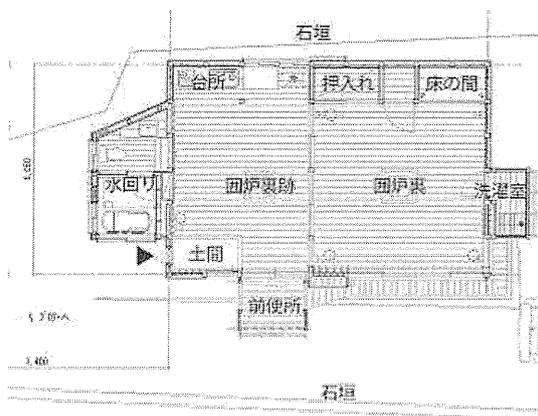


図 4-5 中尾家隠居屋設計図 平面図

## 5. まとめ

以上から、外観保存と内部空間整備の整合性について、以下の点が明らかになった。

まず、保存の範囲の問題が指摘できる。たとえば、町家地区と農村地区では、問題のあり方が異なる。すなわち町家地区では、「街路から望み見える範囲」が明確であるが、農村地区では地区ごとに対応が異なった。これは、現代的機能を付加する場合、背面（今井町）や側面（東祖谷落合）へ増築する、あるいは宅地内附属屋の改修あるいは新築で対応する等の方法で、当該建造物の内部空間への負荷を軽減することと関係する。ただ、安易な宅地内での増築は、良好な伝統的街区環境に影響を与えることは明らかで、十分な検討が必要である。

つぎに、外観保存と内部空間整備と整合させる技術については、外観における当初建具を活かしながら、通路や収納スペースの配置によって対応する方法（今井町）や、床高を調整して新しい機能に対応する方法（奈良井・五個荘金堂）等が見られた。ただ、奈良井のように店舗等への改造要求が大きい地区でも、通り側第1室の保存をはかることで、店舗としての魅力を引き出すことも行われており、こうした傾向は注目される。

さらに、内部空間整備による構造の改変は、構造壁の付設、軸組（柱位置）の調整等がみられた。ただ、本来の構造の合理性を損なうような改変は、奈良井で見られたように、当該建築物への悪影響のみならず、地区の全体の耐震性能に影響する場合があります、注意が必要であった。その意味でいわゆる軸組保存は、単に伝建物の外観を支える構造の保存という意味だけではなく、建造物が合理的に成りたつ基本の継承ともいえる。

さらに、こうした知見を集め、外観保存と内部空間整備の整合について、多様な手法を整理することで、伝統的建造物の保存・活用について、さらなる多様な展開が可能となると考えられる。

### <注>

- <sup>1</sup> 祭礼時の演出については参考文献 15)で検討している。
- <sup>2</sup> 研究企画段階では、登録文化財も調査対象と考え、じっさい調査を行ったが、当初の想定通り、内部空間も保存対象とした物件が多く、本報告の対象から外した。
- <sup>3</sup> 伝建地区制度でいう伝統的建造物（以下、伝建物とする）とは、地区ごとに策定された保存計画において、伝統的建造物群の特性を維持するために保存すべき建造物として、地区内で決定されたものであり「特定物件」と言いあらわすことが多い）、修理の対象となるものはこの伝建物である。
- <sup>4</sup> 4地区とも本研究会メンバーが、重伝建地区における保存計画の策定・実際の保存修復に関係している地区および物件である。ただ、情報公開に関して地区ごとに差異があった。
- <sup>5</sup> 参考文献 12)
- <sup>6</sup> 伝建制度では、伝建物は修理の対象であり、それ以外の建造物は修景の対象となる。
- <sup>7</sup> 参考文献 3), 4)
- <sup>8</sup> 参考文献 12)
- <sup>9</sup> 市教委パンフレットによる
- <sup>10</sup> 市教委パンフレットによる
- <sup>11</sup> 参考文献 11)
- <sup>12</sup> 参考文献 11) 鎮神社の夏祭りでは、祭礼時に建具を取り外し、通りに対して開け放つことで、お渡りや神輿を迎える。
- <sup>13</sup> 参考文献 6)
- <sup>14</sup> 柱の撤去、柱位置の変更については、構造面からの問題も指摘されている。つまり、奈良井のように町家が連坦する街区では、町並み総体としての振動特性があり、個別の揺れを総体で吸収する耐震性能が見直されている。このことを担保しているのは、個々の町家の振動特性の共通性である。ところが、個別に柱の撤去や柱位置の変更、あるいは、伝統的構造とは整合しない補強等が行われると、その物件だけ異なった特性しめし、町並み総体としての特性が大きく変化してしまうことになる。奈良井宿では、防災計画の策定にあたって、町並み総体としての常時微振動の測定が行われ、このことが確かめられている。
- <sup>15</sup> 参考文献 11)
- <sup>16</sup> 参考文献 7)
- <sup>17</sup> 参考文献 8)
- <sup>18</sup> 社会資本整備総合交付金 空き家再生等推進事業
- <sup>19</sup> 「居室の採光の障害となる」という施主側の希望に対し、伝建地区審議会では、地元委員を中心に、「今では数少なくなった前便所の貴重な残存例として残したい」という意見が多かった。

### <参考文献>

- 1) 奈良国立文化財研究所：木曾奈良井・町並み報告書，1976
- 2) 文化庁：歴史的環境保全市街地整備計画調査報告書，1979.3
- 3) 渡辺定夫編：今井の町並み，同朋舎出版，1994.2
- 4) 林清三郎：今井の建物，今井町町並み保存会，1998.7
- 5) 植川村教育委員会：奈良井保存のあゆみ，2001.3
- 6) 板谷直子・増井正哉・上野邦一：重要伝統建造物群保存地区における現状変更に伴う景観変容に関する研究—植川村奈良井重要伝統建造物群保存地区を事例として—，日本建築学会計画系論文集，第582号，pp81-86，2004.8
- 7) 滋賀県東近江市教育委員会：金堂町並み保存事業の歩み 1，2005.3
- 8) 東祖谷山村教育委員会編：東祖谷落合 伝統的建造物群保存調査報告書，2005.3
- 9) 林清三郎：今井の建物Ⅱ，今井町町並み保存会，2005.12
- 10) 碓田智子・増井他：祭礼住文化の継承の視点からみた住まいとまちづくりに関する研究 住宅総合研究財団研究論文集 (33)，pp77-88，2006
- 11) 増井正哉「祭りのしつらいと町家・町並み 一大津・日野・奈良井—」、西岡陽子・岩間香編『祭りのしつらい町家とまち並み』思文閣出版所収，2008年02月

- 12) 橿原市教育委員会編：橿原市今井町伝統的建造物群保存地区策見直し調査報告書，橿原市教育委員会，2009.3
- 13) 黒川知沙・海老原芳・藤井梓・増井正哉・加藤直子：伝統的建造物群保存地区における借家に関する研究，日本建築学会学術講演梗概集（東北），2009.8
- 14) 會田千春・岡崎篤行：修理集計事業における基準の運用実態とオーセンティシティからみた課題—佐渡市宿根木重要伝統建造物群保存地区を対象として—，日本建築学会技術報告集第16巻，第32，pp.325-328，2010.2
- 15) 権平佳織・海老原芳・黒川知沙・増井正哉：伝建地区における町家修理と内部空間の変容に関する研究—橿原市今井町伝建地区における修理・修景の実態について—，日本建築学会近畿支部研究報告集，2010.6
- 16) 塩尻市教育委員会：町並み修景の手引き—塩尻市奈良井伝統的建造物群保存地区—，2011.3

### <研究協力者>

- |       |                   |
|-------|-------------------|
| 柴山直子  | 有限会社柴山建築研究所代表     |
| 権平香織  | アサヒレックス株式会社（分担執筆） |
| 神谷友代  | 奈良女子大学大学院生（分担執筆）  |
| 山口明日香 | 同（分担執筆）           |